

# 医療

重度心身障害者と  
母子家庭の医療費助成  
制度について

## 重度心身障害者・母子家庭医療受給者の方へ

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日（木）までです。7月1日（金）からの新しい受給者証と交換するため、更新の手続きが必要ですが、該当者には封書で通知しますので、手続きをしてください。

なお、母子家庭医療費助成制度の対象者で、20歳未満の児童に社会保険ができていない場合や、町外に転出している場合（学生は除く。）は、受給資格がありません。早急に手続きをしてください。

## 制度の案内

### 重度心身障害者

#### 医療費助成制度

#### 目的

重度心身障害者に対して医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図りま

す。

#### 対象者

- ① 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
- ② 療育手帳（程度による）をお持ちの方

## 母子家庭医療費助成制度

#### 目的

母子家庭に対して医療費の一部を助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図ります。

#### 対象者

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹
- ③ 父母のない児童

ただし児童とは、20歳に満たない者としませんが、就学している者は対象となります。（必ず在学証明書の原本が必要）

#### 対象除外

- ① 家庭主（父母のない児童を扶養する者を含む。）の前年（1～6月申請分については、前々年）所得が一定を越え、所得税が課税されている家庭
- ② 生活保護を受けている家庭

※右の条件に該当し、助成を希望される方は、お問い合わせください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎985-4107

# 税

所得・課税証明書の  
発行について

平成17年度（平成16年中の所得）の所得証明書及び課税証明書の発行については、平成17年6月1日（水）以降になりますのでお知らせします。

問い合わせ

役場税務課管理収納係

☎985-4109

# 6月の納税

## 町県民税 第1期・全期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局  
農協

6月27日（月）

～税金は 未来をかえる 力の源～

# 水道

使用水量・料金のお知らせ（検針票）の見方

請求月

水道料金のお支払いは、使用された月（検針月）の翌月になります。

使用者番号、量水器、使用期間に関する内容です。検針区使用者番号は水道課へのお問い合わせの際お知らせください。

今回ご利用いただいた水量になります。1m<sup>3</sup>は1,000リットルになります。

ご請求額は、水道料金合計額と下水道使用料の合算になります。

口座振替をご利用いただいている方は、この部分が領収書になりますので大切に保管してください。検針月の前月の振替分の領収書になります。

問い合わせ 役場水道課業務係  
☎985-4133

## 使用水量・料金のお知らせ

平成 年 月分 ←

様

検針区使用者番号	量水器番号	口 径
使 用 期 間	検 針 員	

今回メーター指針	m <sup>3</sup>
前回メーター指針	m <sup>3</sup>
メーター取替時のメーター水量	m <sup>3</sup>
上水道使用水量	m <sup>3</sup>
下水道使用水量	m <sup>3</sup>

水道使用料	円
量水器使用料	円
水道料金合計額	円
下水道使用料	円
次回振替予定日	

### 領収書（口座振替用）

平成 年 月分	水道料金・下水道使用料
ご使用期間	振 替 日
金融機関名	
水 道 料 金	円
下水道使用料	円
振替合計金額	円

上記の金額を領収いたしました。

この検針票は再生紙を使用しています。